

平成 24・25 年度

川崎市立図書館協議会研究活動報告書

一 学校及び学校図書館との連携について一

平成 26 年(2014 年)5 月

川 崎 市 立 図 書 館 協 議 会

平成 26 年 5 月 31 日

川崎市立図書館長様

川崎市立図書館協議会
会 長 大 串 夏 身
副会長 長 島 保

平成 24・25 年度川崎市立図書館協議会研究活動報告について

川崎市立図書館協議会委員は、図書館長からの諮問「学校及び学校図書館との連携、支援について」の研究協議を重ねてまいりましたが、ここに研究の成果がまとまりましたのでご報告いたします。

川崎市立図書館では、学校と図書館の連携会議の開催、学校支援のための市立図書館資料の団体貸出、児童・生徒の市立図書館の見学等の事業を実施してきました。しかし、近年、市立図書館と学校及び学校図書館との連携、また学校及び学校図書館への支援の内容の充実が求められるようになりました。

本協議会では、川崎市立図書館の実情を踏まえ協議を重ね、研究活動を行い、本報告書を取りまとめました。

本報告書が今後の図書館運営に生かされることを期待いたします。

委員構成（＊は編集委員）

大串夏身（会長）、長島保（副会長）、石堂真理子（平成 25 年 5 月 31 日まで）、山田和秀（平成 25 年 6 月 1 日から）、高野茂（平成 25 年 5 月 31 日まで）、藤本勇二（平成 25 年 6 月 1 日から）、滝澤照子、堀井岳洲、古賀令子、森本賢幸、堀川照代、渡邊由紀江

～平成 24・25 年度川崎市立図書館協議会研究活動報告書～

ー 学校及び学校図書館との連携についてー

目 次

1	はじめに	1
2	川崎市立図書館と学校及び学校図書館との連携事業の現状	
(1)	学校図書館との「図書館総合システム」での連携	3
(2)	学校と市立図書館との連携会議	3
(3)	学校の授業・学校図書館への直接的な支援	3
(4)	学校図書館への間接的な支援	6
3	事業の現状を踏まえた今後の取組み、事業提案	
(1)	＜学校図書館を知る、話す、調整する＞	7
(2)	＜学校に、ノウハウ・情報・本を提供する＞	7
(3)	＜児童・生徒が自ら本に触れ、楽しみ、親しむことができるように＞	9
(4)	＜施設・設備で連携を支える＞	10
4	おわりに ～課題とまとめ～	11
5	参考資料	
資料 1	文科省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」抜粋	13
資料 2	『これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして（報告）』抜粋	15
資料 3	『これからの学校図書館の活用の在り方等について』 （公共図書館・公立図書館関係抜粋）	17
資料 4	文部科学省『これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）』の 広報パンフレット抜粋	20
資料 5	川崎市立図書館・学校連携支援関係要綱等	21

[巻末資料]

(1) 諮問事項「学校及び学校図書館との連携、支援について」（平成 24 年 9 月 14 日付）	25
(2) 平成 24・25 年度審議経過	26
(3) 平成 24・25 年度川崎市立図書館協議会委員名簿	27

1. 「はじめに」

公共図書館^(注1)と学校図書館の連携に関しては、昭和25年公布の「図書館法」、昭和28年公布の「学校図書館法」にはそれぞれ以下のような定めがある。

「図書館法」

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。…

四. 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。…

九. 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

「学校図書館法」

第2条 「学校図書館」とは…学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。…

五. 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

近年、子どもの読書活動に対するアメリカ、ヨーロッパ諸国での高まりの影響もあって、日本でも関心が高まり、平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立・公布され、その第8条に基づいて「子ども読書活動推進基本計画」（「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」とも言う）が国において策定され、現在、第3次計画（平成25年5月～）が推進されているところである。市町村は前記の法第9条及び「基本計画」に基づき当該自治体でも「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めることが求められている。川崎市においても平成16年に「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画」を策定し、現在その実現に努めているところである。

これらの法・計画においても公共図書館（市立図書館）と学校及び学校図書館の連携、支援の方策が以下のように示されている。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

第5章 Ⅱ 1. 図書館 （2）図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

③ 学校図書館との連携・協力

学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、読書指導の場としての機能も備えていることから、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得る。このため、図書館と学校図書館が連携・協力することが重要である。

図書館は、学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画（第2次）

第3章 2 地域における子どもの読書活動の推進と具体的方策

（1）市立図書館における子どもの読書活動の推進と具体的方策

オ 学校との連携

子どもの読書活動の推進には、市立図書館と学校との連携を欠かすことができません。学校との連絡体制をより強化し、互いに役割を補い合うことで、豊かな読書環境の提供を目指していきます。そのために、子どもの読書活動に関する検討や協議、子どものニーズの把握など、学校と市立図書館が協力して新たな事業に取り組んでいきます。また、資料の団体貸出や図書館での調べ学習や見学等、総合的な学習の支援、職場体験学習への協力、学校図書館研修の講師派遣など一層の交流を促進していきます。

さらに、図書館総合システムを活用した学校図書館のIT化を推進し、学校図書館の利便性の向上に協力していきます。

さらに文部科学省は平成18年3月、『これからの図書館像——地域を支える情報拠点をめざして——（報告）』を取りまとめている。これは公共図書館の新しい時代のあり方を検討したもので、地域の課題解決支援サービスの取組みなどの提案が行われている。学校及び学校図書館との連携についても、特に「学校との連携・協力」の項目を立てて、「子どもの読書活動や学習活動を推進する上で学校図書館の活用が進んでいるが、図書館は、こうした学校図書館の活用が進むよう学校図書館への支援を積極的に行う必要がある。」と指摘し、具体的には、①学校からの依頼に応じて一定量の図書を長期的に貸出す、②学校からの依頼に応じてレファレンスサービスを行う、③学校を訪問してお話会や読み聞かせ^{（注2）}を行う、④調べ学習を支援する、⑤司書教諭、学校図書館の業務を行う職員の研修への支援や情報提供を行う、と例をあげてその取組みを促している。

また、平成20年度及び平成21年度に公示された学習指導要領では、言語に関する能力の育成には読書能力を充実することが不可欠であることを指摘し、そのなかで学校図書館及び公共図書館の活用を促している。学習指導要領が改訂され、今まで以上に公共図書館・学校図書館の活用が重要視されるようになってきている状況を踏まえ、川崎市でも市立図書館がこれまで以上の責任を持って、学校図書館への支援や連携を行うべきと考える。

本協議会では、学校図書館との連携の強化・充実に向けて、市立図書館が実施している事業の現状と市立図書館がおかれている状況を勘案して、今後の川崎市での学校及び学校図書館と市立図書館の連携、市立図書館による学校及び学校図書館への支援の事業のあり方について一定の取組みを提言するものである。

（注1）公共図書館：一般に図書館法第2条に定められた公立図書館と私立図書館を指す。公立図書館とは、地方公共団体（都道府県、市町村）が設置する図書館。私立図書館とは日本赤十字社または一般社団法人もしくは一般財団法人が設置する図書館である。

（注2）読み聞かせ：主として子どもたちに対して、本を読んで聞かせること。公共図書館のお話会では、絵本の絵を見せながら読んで聞かせるのが一般的だが、物語を朗読するだけの場合もある。学校図書館などで、低学年の児童に対する読書指導の一部として行われることもある。（出所：日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』四訂版、日本図書館協会、2013年、317ページ）

2. 川崎市立図書館と学校及び学校図書館との連携事業の現状

川崎市立図書館では、これまで「読書のまち・かわさき」事業を進める中で、学校と市立図書館の連携に関する要綱に基づいて、学校及び学校図書館との支援・連携事業を進めてきた。主な事業内容は次のとおりである。

(1) 学校図書館との「図書館総合システム」での連携

市立の小中学校の学校図書館では、市立図書館「図書館総合システム」とのネットワークを利用した運営が行われている。

具体的には、各校の学校図書館での貸出・返却のデータ処理と市立図書館「図書館総合システム」を利用した図書の検索・登録等が行われている。

ただし、「学校図書館システム」を使った市立図書館の資料への予約・貸出申込み等については、物流や管理体制上の問題があり、現段階では実施されていない。

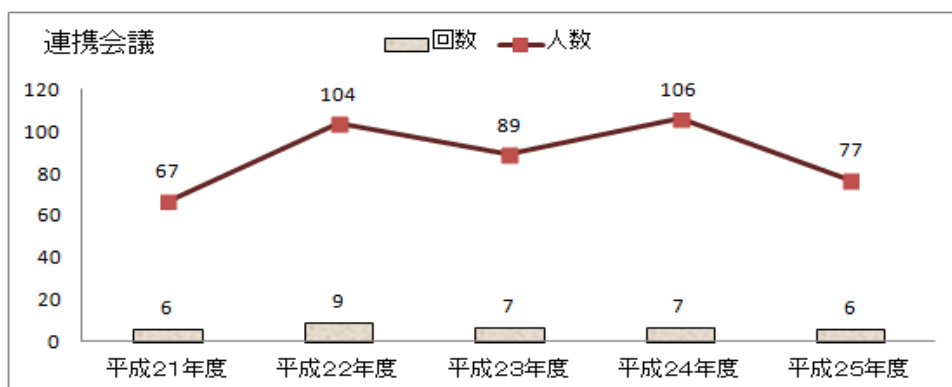
中原図書館の図書館システム担当が学校図書館システムの運営管理も行っている。

(2) 学校と市立図書館との連携会議

学校と市立図書館の支援・連携を効果的に進めるため、7地区の市立図書館ごとに原則、年一回、学社連携会議を開催している。参加者は各学校（主に小・中学校）の司書教諭、図書館担当教諭、学校図書館コーディネーター等である。

連携会議では、①市立図書館から団体貸出や図書館見学など学校向け支援・連携事業と児童生徒向け行事の案内等図書館の活用方法について説明を行うほか、②学校図書館の状況、読書啓発のための取り組み事例や学校図書館ボランティアの活動紹介等の情報交換を行い、③連携を行っていく上での問題点や課題などについて話し合っている。

平成25年度は6回開催、77人の参加があった。

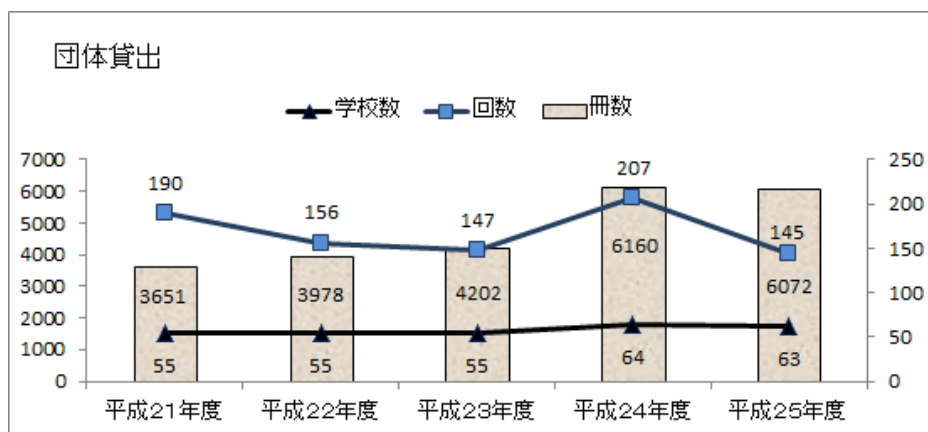


(3) 学校の授業・学校図書館への直接的な支援

①-a. 団体貸出

学校及び学校図書館への団体貸出とは、読書活動や国語学習における並行読書^(注3)、調べ学習など読書指導や授業で活用するため、学校の依頼を受けて特定のテーマに沿って資料を集め、まとめて学校へ貸し出すサービスである。貸出冊数は1校につき最大100冊までで30日間利用できる。平成25年度は、63校が利用し、利用回数は145回、貸出冊数は6,072冊だった。

^(注3) 並行読書：教科書教材の学習と並行して、指導のねらいに沿った、同じ作者の作品や同じシリーズの作品など関連した作品を読む読書活動。



※平成25年度の統計には①-bの「授業支援図書セット」の貸出を含まない。

① -b. 学校向け授業支援図書セットの貸出開始

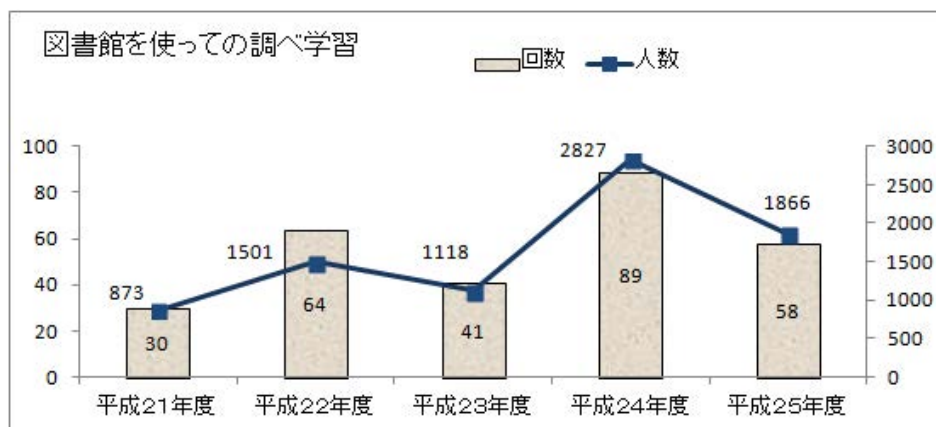
平成25年11月から、「学校向け授業支援図書セット」の貸出を開始した。これは市立図書館の資料をより早く提供するために開始したものである。すでに市立図書館では「①-a. 団体貸出」でみたように、団体貸出を行ってきたが、これは学校から依頼を受けてから資料を集め貸出するものである。「学校向け授業支援図書セット」は、国際理解や福祉バリアフリー等のテーマについて、あらかじめ資料のセットを作っておき、依頼があればすぐ貸出ができるようにしたものである。テーマは、これまで学校から団体貸出の依頼が多かったものを選んでいく。

平成25年度の利用は貸出9校、利用回数9回、貸出冊数446冊だった。

※団体貸出・学校向け授業支援図書セットの図書館と学校間の運搬については、いずれも学校が行っている。学校側の事情で、要望があっても運搬ができないので、市立図書館への依頼が行われないというケースもある。

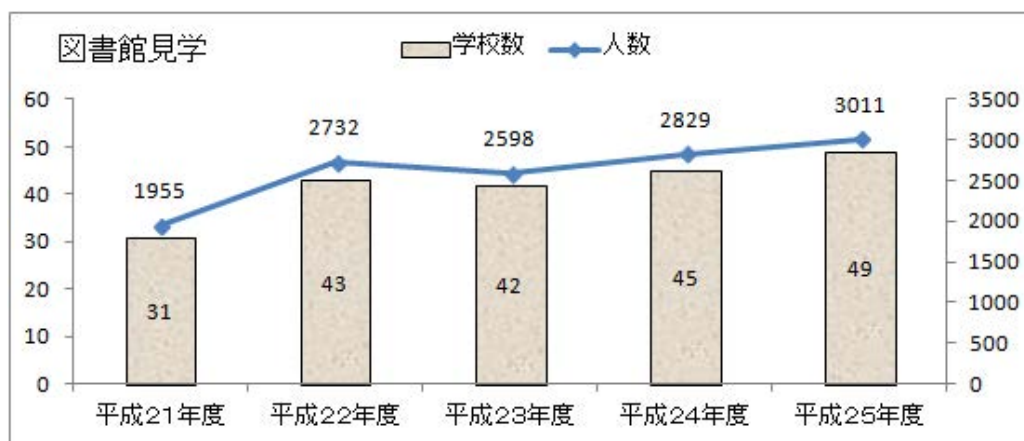
② 図書館を使っでの調べ学習

授業の一環として、調べ学習や自由研究のために、児童・生徒がクラスやグループで市立図書館に来館し、図書館資料を利用して学習することがある。学校からの要望で来館時にあわせて資料を準備したり、来館した時に館内資料やサービスの利用方法を案内したりすることもある。平成25年度は58回、1,866人の利用があった。（統計の数は、学校から事前に連絡があった件数である。）



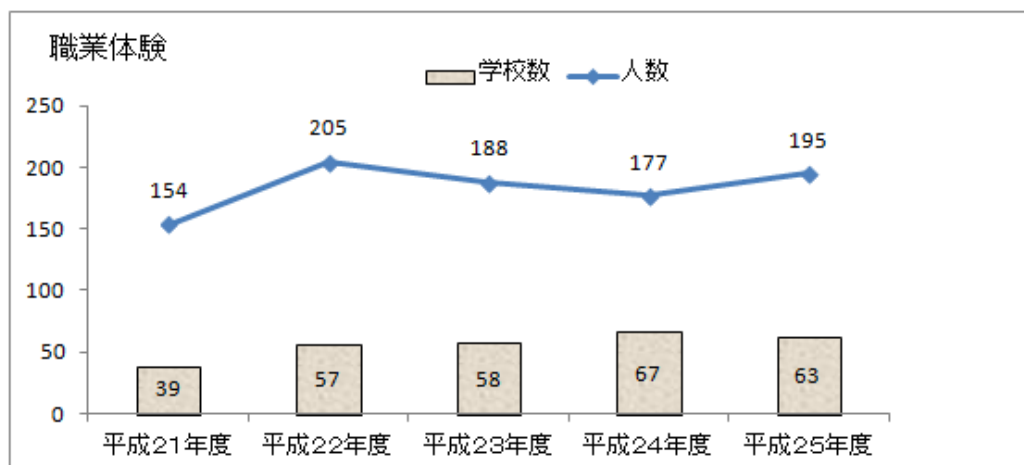
③ 図書館見学

学年やクラス単位で市立図書館に来館し、学校からの要望に応じて職員による館内案内や図書館の利用方法等の説明を行う。読み聞かせやブックトーク^(注4)等を行う場合もある。またグループ単位で来館し、児童・生徒が自由に施設を見学していく形もある。平成25年度は延べ49校、3,011人の施設見学を受け入れた。(統計の数は、学校から事前に連絡があった件数である。)



④ 職業体験

中学生が自分の将来の進路を考えるために行われている職業体験学習の受け入れを行っている。カウンター業務(図書の貸出・返却)、配架(返却本を書棚に戻す作業)、書架整理等、図書館の仕事を体験してもらう。平成25年度は63校、195人の受け入れを行った。



⑤ 派遣

職員が学校へ出向き、児童生徒を対象に読み聞かせやブックトーク、図書館の分類や目録(OPAC)の説明や図書館の利用方法について話をしたり、図書館担当教諭や学校図書館コーディネーター等へ除籍図書の選定援助などを行うものである。ただし市立図書館側の現在の職員体制では派遣する余裕がないために、依頼があってもお断りしているため、平成21年度以降実績なし。

(注4) ブックトーク：あるテーマに関連した本を何冊か用意し、その面白さを演者が聴き手に紹介するもの

⑥ レファレンス

市立図書館で通常実施されているレファレンスサービスのうち質問・回答サービス等は学校からのものでも通常通りサービスを提供している。（レファレンスの質問・回答サービスでは、質問件数が特定時間帯に集中する、また利用者のプライバシーへの配慮などがあり、通常質問者の所属等を聞くことは行っていない。したがって、学校及び学校図書館からの質問でも同様に、質問件数は不明である。）

(4) 学校図書館への間接的な支援

① 各種資料の作成

特定テーマに関する調べ方案内の発行や「学校図書館に欲しい本」のブックリストを作成し連携会議などの機会を利用して配付している。特定テーマに関する調べ方案内はパスファインダーとも言われており、特定のテーマに関する本、雑誌など図書館資料等の探し方を案内したもので、学校の先生方や児童・生徒の図書館利用に役立てていただくために作成している。「学校図書館に欲しい本」は学校図書館で購入資料を選ぶ時の参考資料として作成しているものである。

また、「読書のまち・かわさき」事業推進の一環として、推薦冊子「かわさき・子ども読書 100 選」や「学校図書館ガイドブック」の編集に参加している。

② 講師派遣・活動紹介・資料提供等

学校図書館コーディネーターが行う学校図書館ボランティア研修会への講師派遣や学校図書館コーディネーターの研修への資料提供を行う。「かわさき読書週間」の企画の中で、学校図書館の活動紹介・生徒の作品展示や、学校及び保育園等施設向けに図書館リユース本の譲渡会を開催している。

以上のような連携を行っており、さらに学校及び学校図書館への支援・連携事業の内容を図書館ホームページに掲載し、周知と活用を促進をはかっている。

3. 事業の現状を踏まえた今後の取組み、事業提案

川崎市立図書館では「2. 川崎市立図書館と学校及び学校図書館との連携事業の現状」で見たように一定の事業に取り組んでいる。しかし、その内容は十分とは言えない。また、「1. はじめに」で明らかにしたように、近年、事業の一層の充実・拡充が求められている。

こうしたことから、本協議会では事業の充実・拡充に向けた視点・考え方を示すとともに、一定の具体的な提案を行うこととした。

以下、4項目にわたってそれを示すものである。

(1) <学校図書館を知る、話す、調整する>

① 学校及び学校図書館のニーズを知る

川崎市の学校との連絡調整の場として学社連携会議があるが、それだけで学校の実情やニーズをつかむことは難しい。まず学校のニーズを知る機会を増やす必要がある。

市立図書館側は学校現場を知らないため、市立図書館の職員が抱いている学校支援のイメージと、現場の先生方が求めている支援にはズレがあると思われる。

学校支援といっても、調べ学習の際に子どもが活用するための本を提供する場合と、教師が授業を進める際に教材として活用する本を提供する場合とでは、支援の目的も提供する本の内容も異なってくる。学校が求めるニーズを的確に把握してこそ、支援の効果が上がる。

② 話す、調整する

団体貸出や授業支援図書セットを活用していただく場合、同じテーマの本の貸出希望が同時期に重なれば使用できる学校は限られてしまうため、多少なりとも使用時期やテーマの調整を行うことができれば、より有効にセットを活用できるようになる。

必要な支援策を適切に把握するためには、総合教育センターなどを交えた、学年別の授業カリキュラムに即した教材のテーマや時期の調整を行える場が必要であろう。

学校現場で市立図書館が提供する支援・連携事業を効果的に取り入れてもらうためには、学校が年間カリキュラムを策定する以前の時期を選んで働きかけ、また調整するのが効果的である。また、学校又は学校図書館に連携等を働きかける際は、担当教員のみならず、教育委員会や校長会等の然るべき関連部署にも働きかけ、実効性を高めるようにしたい。

(2) <学校に、ノウハウ・情報・本を提供する>

① 既存の図書館を知ってもらうために

これまで市立図書館が取り組んできた様々な支援・連携事業が学校に十分伝わっているとは言い難い状況がある。また市立図書館が持つ様々なノウハウや、学校教育で役に立つと思われる本が学校現場に届いていない現状がある。

新規事業を立ち上げるよりも、まず、既に提供されているサービス・事業や資料を学校に伝え、知ってもらう手段を考え、使ってもらえるような工夫をしていく。

例えば、市立図書館ではレファレンスサービスという相談・回答サービスや特定テ

ーマに関する資料の調査・回答サービスがあるが、そのようなサービスもあることを先生方が知らない可能性もあるので、機会を捉えて広報していく。

市立図書館ホームページから学校への団体貸出の手順や申込書式などを検索し、ダウンロードすることが可能となっているにも関わらず、トップページから探しにくく、知らなければ辿り着けないレイアウトになっている例もある。

このように、レイアウト等を工夫するだけで学校に有益となる情報もあるので、既にあるものをまず効果的に伝えるよう工夫する。

② 関連情報やノウハウを提供するために

市立図書館ホームページ上で学校図書館の活動や児童・生徒への読書指導や調べ学習等に役立つ川崎市内のリンクのほか、国際子ども図書館のサービスや各政令指定都市や市町村のサイトのリンクも精選して提供する。子ども向けのキッズページも精選して載せていく。また、市立図書館へのレファレンスとして学校関連から寄せられた質問や相談をストックして置き、学校で役立ちそうなレファレンスの事例集をまとめてホームページにアップする。

総合教育センターと連携し、学校図書館を活用した学習活動の事例もまとめてホームページにアップする。その際、東京学芸大学の「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」^(注5)等も併せて紹介すると一層効果的である。

地域のことを調べるためのノウハウなどを紹介、総合教育センターと連携し、個別のテーマを超えた、地域学習全体を網羅し俯瞰できるリンク集等を提供する。

千葉県立図書館が行っているような学校向けの公共図書館利用マニュアル、札幌市立図書館の調べ学習の手引き、大阪市の学校支援ページのようなものを作成し、様々な機会を捉えて広報する。

学校図書館の図書購入のための選書に役立つ、既成の選書リストや『学校図書館基本図書目録』（全国学校図書館協議会・編/発行）なども紹介するほか、教科書の単元に関連した本のリストや本の紹介リーフレットを作成・提供する。

授業支援図書セットの貸出開始にあたり、内容や借り方を周知してもらうと同時に、学校やボランティア向けの団体貸出制度、国際子ども図書館で行っている「学校図書館セット貸出」等の制度についても併せて紹介する。

団体貸出や研修等で学校図書館担当教員が市立図書館に来館した機会を捉え、市立図書館のサービスや、図書室活用のアドバイスなども行う。

将来的には、多摩川など、地域学習に即した学校での教材作成の相談・支援やデジタル資料の提供まで行えるようにしたい。

③ 本や道具を提供するために

新たに始まった授業支援図書セットについては、小学校向けだけでなく、中学校に対しても指導要領に即したテーマのセットを用意していく。

授業支援図書セットとして百科事典のセットを複数揃えとともに、学校で索引の使い方等を教えるような研修の機会を設けるようにしていく。

(注5) 東京学芸大学データベース：<http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/htdocs/>

学校へ貸し出す「ブックトーク・キット」^(注6)の作成・提供なども開始する。「ブックトーク・キット」の開発については、学校図書館担当教員や学校図書館コーディネーターの研修活動を通じて作成する方法もある。

団体貸出や授業支援図書セットは学校から最寄りの図書館へ取りに来てもらうシステムになっているが、遠隔地であったり、車がない等の事情で図書館に取りに来られない学校は使えない。図書館から遠い学校も近くの学校も等しく利用できるよう、宅配便の活用も含め、市立図書館から学校への配送手段を確保するための物流システムの検討をすべきである。

④ 研修の効果を高めるために

学校図書館コーディネーターや学校図書館ボランティア向けに研修を行う。研修にあたっては、司書等の資格や高い資質を持つ地域の人材の潜在的な意欲を引き出し、ステップアップに繋がるようなプログラムや手法を工夫する必要がある。平成26年3月に公表された文部科学省の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」を参考にすると効果的な内容とすることができるだろう。

市立図書館と学校図書館とが一体化して運営され、市立図書館が書誌データの作成・維持や運営管理を行っている「図書館総合システム」では、他の学校の所蔵状況等も各学校からリアルタイムで確認できる等、その機能を学校現場へ十分に広報して、今以上に活用できるよう、十分な研修を行う必要がある。

なお、学校図書館担当者向け「図書館総合システム」の操作研修時には、選定リストの紹介や辞書や百科事典・参考図書の使い方講座なども併せて行うと一層効果的である。

(3) <児童・生徒が自ら本に触れ、楽しみ、親しむことができるように>

児童・生徒が、自分ですすんで本に手を伸ばし、本を手にして楽しみ、親しむことができるような環境を整える必要がある。さしあたって既存の市立図書館、学校図書館などに児童・生徒が足を運び、繰り返し利用することができるように市立図書館は本と児童・生徒を結びつけるさまざまな試みを行う必要がある。またそれらの成果を学校の先生方、学校図書館担当者、関係する市民の方々に示し、提案して普及するよう努めることも将来求められる。

本と児童・生徒を結びつける方法にはさまざまなものがある。本棚への並べ方ひとつ取り上げてみてもいくつもの方法がある。それらの方法も今後、日常的に工夫して取り組んでほしい事柄ではあるが、ここではサービス事業として取り組んでほしいものを列挙しておく。

① ブックトークで

すでに小学校では取り組まれているが、中学校にも広げていくことが必要である。学校では、特に教科書の単元に合わせてブックトークを行うと効果が期待できる。市立図書館では、そうしたブックトークに役立つツールやブックトークの方法なども紹介したパンフレットなどの作成を行い、役立ててもらおうようにする。また市立図書館でも館内の事業として行うことも検討する。

(注6) ブックトーク・キット：ブックトークのため、テーマに沿って紹介する本やシナリオをまとめたキット

② 調べて発見して

来館した児童・生徒が、市立図書館で調べ学習や夏休みの自由研究を行う際、それを支援するサービスを更にレベルアップしていく。

③ クイズやゲームで

川崎検定、ビブリオバトル^(注7)、親子で図書館クイズ、検索コンテスト、図書館まつり等を通じて、ゲーム感覚で読書を楽しむ。

④ たくさんの本に触れて

味見読書^(注8)、読書ビンゴ^(注9)、読書マラソン^(注10)などを通じて多くの本に接する機会を作る。

⑤ 書いた人に接して

著者を招いた朗読会や討論会等を通じて、本への興味を深める。

⑥ テーマ展示で

学校及び学校図書館との連携では、テーマ展示の事例集を作成し各学校及び学校図書館に配布するとよい。テーマ展示のテーマは第一に教科書の単元に関するものを、次に児童・生徒が関心を持っているもの、さらに映画や演劇鑑賞、校外実習などの特別活動に関係したものも考えられる。これらは市立図書館の児童コーナーや青少年コーナー（ヤングアダルトコーナー）などでも取り組むよう期待したい。

(4) <施設・設備で連携を支える>

学校図書館に比べ、市立図書館は幅広い多数の蔵書があることが最大のメリットである。夏休み等の期間を利用して先生方に市立図書館へ来ていただき、特定の学習テーマの資料を探す等、市立図書館の蔵書をフルに活用した研修を行う等、実践的な体験をしていただくことも連携を深めるためには必要である。

児童・生徒の皆さんには、クラスやグループ単位で市立図書館の見学や授業に関連した利用をすすめるようにしたい。さらに中原図書館の多目的室をはじめ各地区の図書館の設備を活用し、これまで以上に学校図書館ボランティアの方々の研修を行い、また児童・生徒の職業体験、1日図書館員事業を拡充するとともに、調べ学習や夏休み自由研究などでの活用についても、より多くの児童・生徒が利用できるように受入れシステムなど工夫されたい。

^(注7) ビブリオバトル：「知的書評合戦」とも。複数の紹介者が本を皆の前で発表し、一番読みたいと思わせた者が勝者に。

^(注8) 味見読書：選んだ複数の本を短時間で読ませ、読んだ本に評価やコメントを付けたり廻し読んだりするもの。

^(注9) 読書ビンゴ：本を読み通したら本の分類番号等をビンゴカードの欄に印をつけ、様々な分野の本を読ませる。

^(注10) 読書マラソン：読んだ本の感想を「読書カード」に書き、多く溜まったら賞品がもらえる等の仕組み。

4. おわりに ～課題とまとめ～

今回の答申は、諮問事項で掲げられた5つの活動目標（2ページ参照）の各項に対応した内容を盛り込みながらまとめたものである。

個々の内容については第3章をご覧いただきたいが、本答申を締め括るにあたり、本文で書き切れなかった部分や特記したい部分を以下のように総括して2年間の活動のまとめとする。

学校図書館を取り巻く環境には、「はじめに」で触れたように、学習指導要領の改訂や学校図書館施策など全国的な大きな変動の流れがある。

従って、今回の答申の提案内容を具体化するにあたっては、これらの大きな流れに沿いながら、市立図書館が責任を持って行うべき学校及び学校図書館への支援や連携を考えて行く必要がある。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて平成25年5月に国会に報告された『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』（第三次）では、第5章Ⅱ「地域における子どもの読書環境の推進」のなかで、公共図書館が学校図書館との連携・協力を行うにあたり、「図書館は、学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。」としている。

しかしながら、川崎市立図書館活動の統計では、市立図書館における学校支援事業数が長期的に停滞あるいは低下しており、特に新中原図書館開館後は全館で予約や利用者数が伸びているのと相まって、図書館職員が各学校及び学校図書館の依頼を受けて訪問・サービスするだけの人的資産が不足している実情が窺える。

新中原図書館が開館し、開館後9ヶ月で来館者が100万人を突破するような盛況を呈する一方で、図書館職員は利用の急増への対応、ビジネス支援や高度なレファレンスサービス等、学校以外のサービスも着実な拡充が求められているのが現状である。

このような現状にあって、学校への支援や連携の提言が果たしてどれ程の実効性を持つことができるか、図書館協議会としては、川崎市立図書館の現在の職員数では学校との本格的な連携を拡充・推進するのは難しいと思わざるを得ない。

川崎市の図書館が責任を持って学校図書館や市域全体での子どもの読書環境を総合的に推進するためにも、ボランティアの積極的活用だけでなく、学校支援の核となる市立図書館スタッフの拡充と資質の向上を望むものである。

また、受け手となる学校図書館については、同じく『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』、第Ⅲ章「学校等における子どもの読書活動の推進」の中で、「学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進」の方策として、「司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る」としている。

また、「学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置」については、「公立小中学校に学校図書館担当職員を配置するための経費として、平成24年度から新たに単年度約150億円の地方交付税措置が講じられている。

地方公共団体は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校図書館担当職員の更なる配置に努めるとともに、研修の実施など学校図書館担当職員の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。」としている。さらに学校図書館担当職員の職務内容については、平成26年3月、文部科学省学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議が「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」が公表され、職務内容が明確にされた。

川崎市立図書館協議会としては、これらの国や全国の流れを踏まえた川崎市立各学校図書館の読書環境の整備や物流システムの確保についても期待するところである。

そのほかの全国的な動きとしてはデジタル化等への取り組みが挙げられる。

デジタル化の新しい事例としては札幌市の行政全般に涉ったデジタル化への取組みが挙げられるが、岡山県立図書館の「デジタル岡山大百科」などのように、蔵書検索・レファレンス・郷土資料ネットワークを一体化し、かつ地域の写真や動画・音声、古地図古文書等々、地域から募集した広大な情報を検索・閲覧できるサービスを展開してきた事例もある。また、自治体によっては街歩きのガイドとなる情報端末の貸出を行う等、様々な媒体による新たな地域情報の収集・発信を行っている。

他都市の事例を参考としつつも、水辺に発展してきた川崎ならではの特色に即した地域情報について、特にこれまでに蓄積した多摩川関連のデジタル画像を十分に活用し、さらなる資料のデジタル化などを促進することを提案する。

デジタル化にあたっては、必要に応じてルビを入れる等、子どもたちの利用に配慮しながら、使いやすい地域情報の収集や地域の調べ学習に役立つ資料づくりなどにも取り組んでほしい。

また、市立図書館は、子どものニーズや図書館の使い方の現状を十分把握し、子どもたちが図書館に今何を求めているかを常に意識しながら、発達年齢に即した読書支援サービスを適宜展開させて行くことを希望するものである。

豊かな社会生活を営む市民づくりのために、学校とともに家庭、地域とも連携して「読書のまち・かわさき」事業を推進してもらいたい。

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」抜粋

平成 24（2012）年 12 月に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第 172 号）（http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm）では、学校及び学校図書館との連携・協力等について、以下の項目で記述がある。

「第一 総 則

（中略）

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。」

（中略）

「第二 公立図書館、

一 市町村立図書館、（中略）

3 図書館サービス

（三）地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(以下略)

『これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―（報告）』抜粋

平成 18(2006)年 3 月文部科学省これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―（報告）』では、
第 2 章 「提案 これからの図書館の在り方」の「2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点」「（3）課題解決支援機能の充実」の中で、課題解決支援サービスにビジネス支援などと共に「学校教育支援」が取り上げられている。

第 2 章 2.（3）における該当箇所

「これからの図書館には、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実が求められる。課題解決支援には、行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子育て支援等が考えられる。そのほか、医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料など、地域の実情に応じた情報提供サービスが必要である。

課題解決支援機能を充実させるためには、利用者が直面する課題や問題を的確に捉え、市販の図書や雑誌だけでなく、地域資料や行政資料等も含め、その解決に必要な資料や情報を広範囲にわたって調査し、確実に収集することが重要である。サービス面では、基礎的なサービスとして、貸出、リクエストサービスのほか、レファレンスサービスの充実が必要である。課題解決支援において特に重要なのは、資料や情報をそのまま提供するだけでなく、利用者が有効活用できるよう分類、目録、排架、展示等の組織化に配慮し、付加価値を高める工夫をすることである。具体的には、関連資料の案内図やサインの整備、テーマ別資料コーナーや展示コーナーの設置、文献探索・調査案内（パスファインダー）やリンク集の作成などがある。関係機関や団体との連携によって講座や相談会等も開催できる。これらの活動についてホームページを用いて情報発信すると効果的である。

また、図書館が持つこうした機能を広く周知し、地域や住民の課題解決に役立つ機関であることをアピールすることも重要である。受け身で利用者の来館を待っているだけでなく、積極的に情報発信を行う必要がある。これらの課題解決支援を効果的に実施するには、地域の関係機関や団体との連携・協力が不可欠である。」

同じ第2章2には特に「(8) 学校との連携・協力」が項目として立てられており、具体的な支援の事例が下記のように列記されている。

第2章2. (8) における該当箇所

「子どもの読書活動や学習活動を推進する上で学校図書館の活用が進んでいるが、図書館は、こうした学校図書館の活用が進むよう学校図書館への支援を積極的に行う必要がある。

具体的には、学校からの依頼に応じて、一定量の図書を長期的に貸し出したりレファレンスサービスを行うほか、学校を訪問してお話会や読み聞かせを行ったり調べ学習を支援するなどの協力方法が考えられる。また、司書教諭、学校図書館の業務を行う職員の研修への支援や情報提供も必要である。

図書館が学校からの期待に応えていくことは、教育委員会における図書館の存在意義の理解の促進を図る上でも重要である。」

(出所) 国立国会図書館の WARP に収録

文部科学省「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして― (報告)」

これからの図書館の在り方検討協力者会議 平成 18 年 3 月

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701/004.htm

『これからの学校図書館の活用の在り方等について』

（公共図書館・公立図書館関係抜粋）

『これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）』（文部科学省子どもの読書サポーターズ会議、平成21（2009）年3月）は、学校図書館の活用について検討した報告書ですが、以下のように公共図書館、公立図書館関係の記述もあります。

- I. 学校図書館の位置付けと機能・役割（略）
- II. 学校図書館をめぐる近年の状況（略）
- III. これからの学校図書館に求められる課題（略）

IV. 学校図書館の活用高度化に向けた視点と推進方策

1. 視点と取組

- 以上のように、学校図書館に対しては、最近の情勢を受けた様々な教育的・社会的要請が寄せられている。こうした要請にこたえるためには、学校図書館のより一層の機能の向上を図り、その活用を高度化していくことが必要となる。
- 本会議においては、これらの新しい要請を踏まえ、学校図書館の機能とその活用に関し、今後求められる方向性を、次の6つの視点からとらえることとした。

視点①：学校図書館が中心となり、学校における読書活動を多様に展開する。

視点②：家庭や地域における読書活動推進の核として、学校図書館を活用する。

視点③：「学び方を学ぶ場」としての学校図書館の整備を進める。

視点④：学校図書館の教員サポート機能を充実させる。

視点⑤：「いつでも開いている図書館、必ずだれかいる図書館」を実現し、「心の居場所」となる学校図書館づくりを進める。

視点⑥：放課後の学校図書館を地域の子どもたち等に開放する。

- これらの視点に立ち、活用的高度化を進める上で、考えられる取組の例について、以下のとおり提言したい。

（1）「読書センター」機能の更なる発展

視点① 学校図書館が中心となり、学校における読書活動を多様に展開する。

（中略）

視点② 家庭や地域における読書活動推進の核として、学校図書館を活用する。

〔考えられる取組の例〕

- 「読書だより」の発行、学校図書館ホームページの開設等を通じ、家庭向け・地域向けの発信を行う。
- 例えば「子ども読書の日（４月２３日）」等に合わせ、家庭・地域向けのキャンペーンやイベント等を実施する。
- 親子貸出しの実施、親子参加による読書交流会の開催などを通じ、家庭内における読書文化の醸成を支援する。
- 放課後開放された小学校の学校図書館で、地域の中学生や高校生が読み聞かせを行うなど、読書を通じた交流活動を展開する。
- 「地域開放型」学校図書館の運営に関するノウハウの蓄積と普及を図る。
- 公共図書館とのネットワーク化を図り、一体的なサービスの提供を促進する。
- 学校図書館が窓口となって、地域の団体等との連携を推進する。 など

（２）「学習・情報センター」機能の更なる発展

視点③ 「学び方を学ぶ場」としての学校図書館の整備を進める。（中略）

視点④ 学校図書館の教員サポート機能を充実させる。

〔考えられる取組の例〕

- 教員向けのレファレンスや、授業で使う教材・資料の取寄せサービス等を実施する。
- 地域の公共図書館や他校の学校図書館に加え、教育センターとの資源共有・物流のシステムを構築する。
- 文部科学省、教育委員会、他の学校や各種教育研究団体等から配布される各種指導資料等の中から、重要なものを選択し、整理・保存して教員が利用できるようにする。
- 教員が作成した指導案、児童生徒が主体的に調べて作成した学習の成果物等の資料を蓄積し、活用できるようにする。
- 教員用の研究スペース・設備を設ける。
- 各教員が学校図書館を活用した授業や教材研究等を行う際には、司書教諭等が必要な助言を与えることのできる体制を整備する。
- 学校図書館を活用した授業や読書活動等に関する校内研修等を主催する。

など。

（中略）

２．高度化推進に向けての留意点等

（１）学校における組織的な推進体制の整備（略）

（２）教育委員会による条件整備・支援

ア 現状と課題（略）

イ 求められる条件整備・支援

- 学校図書館の人的・物的体制の整備は、上のような現状を踏まえつつ、設置者たる教育委員会において責任を持って進める必要がある。各教育委員会においては、その設置する学校の学校図書館について、次のような措置を積極的に講ずることが望まれる。

(中略)

- さらに、都道府県・市町村の教育委員会において、「学校図書館支援センター」等に関するモデル事業の成果等も踏まえつつ、それぞれの地域の実情に応じ、例えば次のような側面から、学校図書館への支援を積極的に行う必要がある。

- * 地域における図書資料の資源共有を促進する。

- ～ 共通の検索システムの整備、公立図書館による団体貸出し・学校間の相互貸借の実施、物流システムの構築とその機能強化など

- * 教育センターと学校図書館との連携体制を構築する。

- ～ 教育センターにおける担当部門の開設、地域の図書館ネットワークの中への教育センターの取込みなど

- * 研修機会を充実させ、学校図書館のスタッフ職員（司書教諭、担当教諭、「学校司書」など）の資質向上や、校長等管理職の理解増進を図る。

- ～ スタッフ職員のための研修会の開催、他校のスタッフ職員との交流の場の提供など

- ～ 学校図書館、読書活動等に関する研修の管理職研修への組入れなど

- * 読書ボランティア等の養成・訓練を行う。

- ～ ボランティア団体への支援、研修会の開催など

- なお、教育委員会が学校図書館への支援を進めるに当たり、公立図書館の資源・機能をいかに活用していくかは重要な鍵となる。公立図書館にあっては、その蔵書の貸出しだけでなく、物流の提供や研修への協力等を通じ、地域の学校に対する支援を率先的に行うことが期待される。

(以下略)

文部科学省『これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）』 の広報パンフレットからの抜粋

文部科学省は、『これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）』に広報パンフレットやリーフレット・ポスターを作成し、各都道府県教育委員会を通して学校等への広報に努めています。

パンフレットに、公共図書館との関係の記述があります。その部分の抜粋です。

学校図書館を充実させるための10の Check Point !!

1. 「5か年計画」による地方財政措置などを活用して、図書購入費の予算化を図り、学校図書館の図書整備が計画的に進められていますか。
2. 学校図書館図書標準は達成されていますか。
3. 図書標準を無理に達成するために、古い本を入れ替えていなかったりしていませんか。
4. 様々な子どものニーズに応える読み物や、教科等の学習で利用できる図書資料について、種類が偏ることなく、計画的・体系的に整備されていますか。
5. 司書教諭の有資格者の養成や発令、「学校司書」の配置など、学校図書館の専門家を中心とした活動体制の整備は進んでいますか。
6. 学校図書館を活用した活動について、学校の年間指導計画等にしっかり位置づけるとともに、司書教諭を中心として教員全員が積極的に学校図書館を活用するよう努めていますか。
7. 学校図書館にいつも図書委員の児童生徒や職員がいて、学校図書館をいつでも使えるようになっていますか。
8. 学校図書館が児童生徒にとって心安げる場となるような配慮はなされていますか。
9. ボランティアの活用など地域との連携が進められていますか。
10. 使いたい本が学校図書館にない場合などには、公共図書館からの団体貸出等が活用できたり、公共図書館の司書や司書教諭等との交流があるなど、公共図書館との連携が日頃から進められていますか。

文部科学省 子どもの読書サポーターズ会議

『学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに……ここに、未来への扉』

（平成20年頃発表のリーフレット）より

※全文は下記の HP から読むことができます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afieldfile/2009/04/16/1243926_002.pdf

学校と市立図書館の連携に関する要綱

(目的及び意義)

第1条 この要綱は、「学校図書館法」第4条及び「図書館法」第3条の趣旨に
もとづき、川崎市における学校図書館と市立図書館（以下、図書館という。）
の相互協力を幅広く展開するために、市立学校（以下、学校という。）と図書
館の連携について必要な事項を定めるものである。

(連携の内容)

第2条 この要綱に基づく協力関係は、次のとおりとする。

(1) 資料の相互利用

ア 図書館は、学校から教育活動を充実することを目的とした資料提供の依頼
があったときは、その目的がかなうよう支援をする。

イ 学校は、図書館から協力の要請があったときは、学校教育に支障がない限
りにおいて、資料の提供などを行う。

ウ 図書館と学校は、特に地域に関する資料、情報の収集について積極的に交
流し相互に援助する。

(2) 学校図書館の情報ネットワーク化

学校は、図書館のネットワークシステムと連携して学校図書館のネットワ
ーク化を進める。図書館は、学校図書館の蔵書のデータベース化が効率的に進む
よう支援をする。

(3) 施設の利用

ア 図書館は、学校が授業で図書館を活用するときは、他の利用者の支障とな
らない範囲で協力する。

イ 学校は、図書館が地域で行う事業で学校を活用するときは、教育活動に支
障がない範囲で協力する。

(4) 職員の相互交流・研修

学校及び図書館は、職員やボランティアの研修等への参加、講師の派遣など
相互に便宜を図る。また、ボランティア希望者など地域の人材の紹介を行う。

(5) 連携会議の開催

相互協力が効果的に推進できるよう「学校と図書館の連携会議」を各区にお
いて定期的に行う。会議の召集は図書館が行う。

(その他)

第3条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

川崎市立図書館学校支援のための貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校における調べ学習、読書指導などを支援するための貸出について、必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 川崎市内に所在している、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校とする。

2 上記に準ずる学校で、館長が必要と認めた学校。

(登録)

第3条 登録は学校の所在地が属する区の図書館で行う。

2 学校が図書館資料（以下「資料」という。）の貸出を受けようとする場合は、「学校用 団体貸出登録書」（様式1）に必要事項を記載し、登録しなければならない。

3 登録は原則として1校1団体とし、責任者は校長とする。

4 登録の有効期限は3年とする。

5 登録内容に変更があった時は、速やかに変更事項について届け出るものとする。

(貸出手続)

第4条 貸出をうけるときは、事前に「学校用 団体貸出申込書」（様式2）を提出する。

(貸出冊数)

第5条 資料の貸出冊数は、100冊以内とする。

(貸出期間)

第6条 期間は貸出日から30日以内とし、返却の際は一括して返却するものとする。ただし図書館長は、必要に応じて貸出期間を短くすることができるものとする。

(貸出制限)

第7条 CD等視聴覚資料の貸出は行わない。

2 その他図書館長が適切でないと認めたもの、また同一タイトル、同一テーマの資料を大量に必要とする場合は貸出の制限を行うことができる。

(利用日・利用時間)

第8条 原則として平日の午前10時から午後4時30分とする。(ただし休館日を除く。)

2 貸出を受けようとする学校は、利用の1週間前までに当該図書館に利用日・利用時間を連絡し、調整をするものとする。

(運搬)

第9条 資料の運搬は、学校が行うものとする。

(紛失等)

第10条 貸出を受けた資料を、紛失または汚破損したときは、原則として同一資料により弁償するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定める他、必要な事項は館長が別に定める。

付則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

川崎市立図書館授業支援図書セット貸出要領

1. 趣旨

本事業は、川崎市立図書館学校支援のための貸出要綱第11条に基づき、児童生徒の読書活動の推進を目的とし、学校における調べ学習や読書指導などを支援するため、授業支援図書セットの貸出を行うものである。

2. 貸出・返却

貸出をうけるときは、事前に「授業支援図書セット 貸出申込書」(様式2-2)を提出するものとする。

授業支援図書セットの貸出・返却については、分館でも行うことができることとする。

3. 貸出セット数

1セットを、1冊と数えるものとする。

1回の貸出で、貸出可能なセット数は原則3セットまでとする。

同一セットの貸出は不可とする。

4. セット内容

＜授業支援セット＞	
各テーマ17冊～78冊	
各テーマのセット数は、3セット	
内容はホームページ等で確認可	
1. 動物の赤ちゃん(低学年向け)	
2. はたらくくるま(低学年向け)	
3. 国際理解(中～高学年向け)	
4. 昔のくらし(中学年向け)	
5. 環境問題(中学年向け)	
6. 環境問題(高学年向け)	
7. 戦争・平和(中～高学年向け)	
8. 福祉・バリアフリー(中～高学年)	
9. 1年生の教科書で紹介されている本	
10. 2年生の教科書で紹介されている本	
11. 3年生の教科書で紹介されている本	
12. 4年生の教科書で紹介されている本	
13. 5年生の教科書で紹介されている本	
14. 6年生の教科書で紹介されている本	

24 川教中図第598号

平成24年9月14日

川崎市立図書館協議会

会長 大 串 夏 身 様

川崎市立中原図書館

館長 田 辺 浩 嗣

平成24・25年度川崎市立図書館協議会への諮問について

川崎市立図書館協議会規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

諮問事項

「学校及び学校図書館との連携、支援について」

諮問理由

川崎市立図書館では、平成14年1月に「学校と市立図書館の連携に関する要綱」を定め、学校及び学校図書館と市立図書館との連携に努めてまいりました。

また貴協議会におかれましては、平成18・19年度報告書『川崎市立図書館の運営理念と活動目標について』において、7つの運営理念の1つとして「学校図書館との協働を推進する図書館」を掲げ、次の5つの活動目標を定めていただいたところです。

- (1) 児童・生徒の読書についての協働の推進
- (2) 児童・生徒の授業についての支援
- (3) コンピュータシステムでの協働の推進
- (4) 図書流通システムでの協働の推進
- (5) 施設活用での連携

川崎市立図書館では、これまでも「読書のまち・かわさき」事業の推進に努めてきたところですが、平成23年4月策定の「子どもの読書推進計画（第2次）」では、市立図書館が行う具体的な方策の1つとして「学校との連携」を掲げ、今後は学校図書館と市立図書館との連絡体制を一層強化し、新たな事業に取り組んでいきたいと考えています。学習指導要領が改訂され、今まで以上に図書及び図書館の活用が重要視されるようになっている今日、今後の川崎市での学校及び学校図書館と市立図書館の連携、また市立図書館による学校及び学校図書館の支援のあり方について、川崎市立図書館協議会のご意見をいただきたく、ここに諮問いたします。

平成 24・25 年度審議経過

年 月 日	会 議 名	会 場	主 な 内 容
平成 24 年 6 月 28 日	平成 22 年度 第 1 回協議会	中原図書館 会議室	1. 委嘱状交付 2. 会長・副会長の選任 3. 図書館協議会の職務や市立図書館について説明 4. 図書館協議会のこれからの活動について
平成 24 年 9 月 14 日	第 2 回協議会	中原図書館 会議室	1. 報告事項 2. 平成 24・25 年度諮問事項について説明 3. 答申の進め方について
平成 24 年 12 月 5 日	第 3 回協議会	中原図書館 会議室	1. 報告事項 2. 平成 24・25 年度諮問に対する検討について
平成 25 年 3 月 11 日	第 4 回協議会	柿生小学校 特別活動室	1. 報告事項 2. 柿生小学校・柿生分館活動状況視察 3. 平成 24・25 年度諮問に対する答申内容の検討について
平成 25 年 6 月 27 日	平成 25 年度 第 1 回協議会	新中原図書館 多目的室	1. 委嘱状交付 2. 報告事項 3. 平成 24・25 年度諮問に対する答申内容の検討について
平成 25 年 8 月 2 日	編集打合わせ	新中原図書館 研修会議室	1. 平成 24・25 年度諮問に対する答申案策定に係る打ち合わせ
平成 25 年 9 月 6 日	第 2 回協議会	新中原図書館 多目的室	1. 報告事項 2. 平成 24・25 年度諮問に対する答申案の検討について
平成 25 年 12 月 18 日	第 3 回協議会	新中原図書館 多目的室	1. 報告事項 2. 平成 24・25 年度諮問に対する答申案の検討について
平成 26 年 3 月 10 日	第 4 回協議会	新中原図書館 多目的室	1. 報告事項 2. 平成 24・25 年度諮問に対する答申書のまとめ

平成 24・25 年度川崎市立図書館協議会委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
石 堂 真理子	川崎市立住吉小学校長	平成 25 年 5 月 31 日まで
山 田 和 秀	川崎市立南生田小学校長	平成 25 年 6 月 1 日から
高 野 茂	川崎市立平中学校長	平成 25 年 5 月 31 日まで
藤 本 勇 二	川崎市立犬蔵中学校長	平成 25 年 6 月 1 日から
滝 澤 照 子	川崎市 P T A 連絡協議会副会長	
堀 井 岳 洲	川崎市総合文化団体連絡会理事	
古 賀 令 子	市民委員	
森 本 賢 幸	市民委員	
長 島 保 ○	地域史研究家 NPO 多摩川エコミュージアム理事	
大 串 夏 身 ◎	昭和女子大学大学院 生活機構 研究科・人間社会学部教授	
堀 川 照 代	青山学院女子短期大学現代教養 学科教授	
渡 邊 由紀江	柿生小学校、 柿生分館読み聞かせボランティア	

◎会長 ○副会長

[任期 平成 24 年(2012 年)6 月 1 日～平成 26 年(2014 年 5 月 31 日)]

平成 24・25 年度
川崎市立図書館協議会研究活動報告書
－学校及び学校図書館との連携について－
平成 26 年（2014 年）5 月 31 日

編集 川崎市立図書館協議会
発行 川崎市立図書館（中原図書館）
TEL 044-722-4932